

産廃第660号

平成18年9月1日

産業廃棄物収集運搬業許可業者 各位

千葉県環境生活部長

(公印省略)

使用済鉛蓄電池を収集運搬する際に必要となる産業廃棄物の許可の範囲について
(通知)

日頃、産業廃棄物の適正処理に御尽力をいただきお礼申し上げます。

さて、現在、千葉県内では産業廃棄物収集運搬業者が使用済鉛蓄電池（いわゆる「廃バッテリー」）を、廃プラスチック類、金属くずの2品目の許可をもって収集運搬している例が見られます。

従来、使用済鉛蓄電池は有価物として、又は（社）電池工業会が中心となって構築された自主回収プログラムによって適正処理されてきましたが、廃棄物として取り扱われることも多くなっています。このため、環境省において「使用済鉛蓄電池の取扱いに関する技術指針」が取りまとめられ、平成17年3月30日付け環産産発第050330009号「使用済鉛蓄電池の適正処理について」で通知されました。

今般、千葉県では、この通知に基づき下記のとおり取扱うこととしましたので、許可の取得等遺漏のないようお願いします。

記

1. 許可の取扱い

使用済鉛蓄電池を収集運搬する場合は、産業廃棄物収集運搬業（事業の範囲として廃プラスチック類及び金属くずを含むもの）に加え、特別管理産業廃棄物収集運搬業（事業範囲として廃酸を含むもの）の許可を有している必要があること。

したがって、現に産業廃棄物収集運搬業（廃プラスチック類及び金属くず）のみの許可で使用済鉛蓄電池を収集運搬している業者については、適用日までに特別管理産業廃棄物収集運搬業（廃酸）の許可を取得すること。

2. 適用日

平成19年4月1日

3. 留意事項

(1) 特別管理産業廃棄物収集運搬業（廃酸）の許可申請には、(財)日本産業廃棄物処理振興センターが行う「特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了証」の添付が必要であること。必要な方は早期に講習会の受講等の手続きを行うこと。

(講習会の問い合わせ先：(社)千葉県産業廃棄物協会 (TEL043(246)9581))

(2) 「使用済鉛蓄電池の取扱いに関する技術指針」は、環境省ホームページ（右上の検索欄に「使用済鉛蓄電池の適正処理について」を入力して検索すると見ることができます。）で公開されているので、これを参照し適正に取り扱うこと。

(3) 本通知は千葉市及び船橋市を除く千葉県内において事業を行う場合に適用されるものであること。

(問い合わせ先) 千葉県環境生活部産業廃棄物課許可指導室
電話043(223)2654又は2647

(参考) 平成17年3月30日付け環産産発第050330009号「使用済鉛蓄電池の適正処理について」(通知)に添付された「使用済鉛蓄電池の取扱いに関する技術指針」の抜粋

第1章 総則

1. 1 目的

本指針は、使用済鉛蓄電池を取り扱うに際して、関係法令に準拠することを含め必要となる技術的事項を示すことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(解説)

○使用済鉛蓄電池が事業活動に伴って廃棄物として排出された場合は、廃棄物処理法の適用を受け、内部の電解液はpH2.0以下の強酸である特別管理産業廃棄物に該当し、廃棄物処理法の規定に従った取扱いが必要である。